

議長	副議長	局長	次長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録(14年4定)			
日 時	平成14年12月16日(月)	開 議	午後1時00分
		散 会	午後4時15分
場 所	第3委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	松本(光)委員長・古沢副委員長・松本(聖)・久末・八田・武井・高橋 各委員 欠席～新野委員		
説明員	水道局長、土木部長、建築都市部長、用地対策室長、市街地活性化対策室長、下水道事業所長、その他関係次長、課長、所長、及び主幹 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書記</p>			

委員長

それでは、ただいまから、会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田委員、松本聖委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

今定例会に付託された案件について説明願います。

議案第11号 石狩西部広域水道企業団規約の変更に関する協議について。

(水道) 総務課長

それでは、議案第11号「石狩西部広域水道企業団規約の変更に関する協議について」につきまして、ご説明申し上げます。

石狩西部広域水道企業団議会では、平成12年7月開催の議員協議会において、議員定数などの見直しについて提案があり、平成14年度に検討を行うこととしておりました。

これを受けまして、本年9月に、議員協議会として検討が行われ、現行定数の15名から、利用水量を大幅に減少した札幌市の議員2名を減じて13名とし、その他の構成団体の変更は行わないこととして、企業長にその旨の意見書を提出したものです。

企業団として検討した結果、この意見が適切なものと判断し、議員定数の変更を行うため、規約の変更を諮るものです。

この規約を変更するに当たり、小樽の議員数の変更はありませんが、地方自治法第290条により、構成団体の議決が必要となり、今回の議案として提出したものですので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

古沢委員

オタモイ2丁目の開発行為について

実は、前回、9月25日に建設常任委員会が開催されておりますが、そこで、私は、オタモイ2丁目のずさんな開発行為ということに関してお尋ねをいたしました。その際に、建築都市部長が、このようにご答弁をしております。その要点をちょっとご紹介いたしますが、「開発行為の場合は、申請者、事業者だけではなくて、その開発行為区域内に住む人、土地を買う人、また、ときによっては地域外の人にも、いろいろと影響を及ぼすということがございます。そういう意味も含めて、開発行為というのは許可制度になってございますので、こういう部分については、やはり適切に、市として、事業を完了するまでの継続的な対応というものが、求められるべきだと思います。」と、このように、まず一点、お答えをいただきました。

そして、このオタモイ2丁目のずさんな開発行為に関連して、このとき、建築都市部長は、答弁の最後にこのように締めくくっておられます。このオタモイ2丁目に関してですが、「本来であれば、最終形として整備されて活用されるという部分についての対応というのは、開発行為を許可した方としても、なかなか難しい部分があるのですけれども、それは、開発行為ということだけではなく、ほかの部分での対応なりご相談に応ずる部分があれば、私どもも、考えて対応していきたいと思っています。」と、このようにご答弁をいただきました。

加えて、私は、その答弁をいただいた後、「このずさんな開発行為に該当する地域周辺の住民のかたがたから、寄せられている要望、要請は、極めて控え目な要望だ。せめて、ほこりのたたないような道路にしてほしい。こういうような要望は身勝手とは思えないが、どうか。」というふうにお尋ねしたわけです。

これで、建築都市部長は、改めて「庁内的にも話し合いをさせていただきたい。」というふうにご答弁をいただきました。

どのように検討がされているのか、まず、お伺いしたいと思います。

建築都市部長

今、委員からお話がありましたように、前回、私どもが、以前に許可いたしました開発行為に関しまして、いろいろとご指摘がございました。残念ながら、開発行為の当事者が、亡くなるというようなことの中で、承継というものについて、それが適切に承継されるべき人に承継され、また、その他、事業が継続されるというような意味では、市として、じゅうぶんな指導なりが、なかなかできなかったというようなことは、私どもの方も受け止めてございます。

そういうようなことも含めて、事業が宙に浮いたといえますか、そういう状態になっているという現実がございます。その中で、その後の状況において、その土地なり、その取付け道路といえますか、この整備についての地元のご要望というようなことのお話でございました。

私どもの方としましては、開発行為等につきまして、私どもの部の所管としてのかかわりというのは、そういうふうなことでございましたし、その部分での対応の問題というのは、今後の別の新たな開発行為に対する一つの警鐘といえますか、そういう部分でも受け止めはしてございました。

現時点で、この場所での道路の整備というようなことにつきましては、その開発行為の中でも、残念ながら、整備というのでできなかったという状況がございますので、要望としては、市として、地元のかたの要望というようなことを受けて、何らかの形で整備ができないか、というふうなお話だったと受け止めてございます。

私どもの方としましては、直接、道路等の整備というようなことにかかわる部ではございませんので、庁内的にということで、担当する道路整備にかかわる部署の方と相談ということで、ご答弁をさせていただきました。

改めて、当地の開発行為の経過というものを含めて、お話をして、現状がどういう状況になっているか、整備ということはどうなのか、というふうなお話をさせていただきましたけれども、残念でございますが、その部分が、民間の私道だということ、そういう所有関係があるということと、一括して、権利者が、かなりの筆数に分かれていますといえますか、権利者がいるというようなことも含めて、そういうような私道についての整備というのは、やはり、担当の方としても難しい、というようなことのお話を受けているところでございます。

古沢委員

開発行為の申請が上がってきて許可をするわけですね。その開発行為が許可をされる。その後ですが、部長はこういうふうに言っております。「それが、適切に行われることを指導していくという義務がございます。」と。そういう意味では、適切な対応がされてこなかった分かりやすい例なわけです。いろいろ経過もありましたし、結局、棚上げ、放置されてしまった。

そこで、結局、私道だからというふうにくくれないような状況が、その地域に住んでいる市民のかたがたにすればあるわけです。当然、そういう紋切り型で処理、対応を決めてしまうということではなくて、そうした義務が、果たし切れなかったという経緯を含めて、やはり、何がしかのことが検討されるべきではないか。そういう思いがこの答弁の中で、部長にあったのではないのですか。

建築都市部長

確かに、地元のかたがたにとって、より望ましい方向になればということで、私どもの方も受け止めておりましたし、そういう方法がないのかという部分では、お話のとおりでございます。

ただ、現実的に、市が、直接、その部分について、整備するといったことについては、やはり、現状のほかの同じような状況といえますか、同じかどうかは別にしまして、そういう私道なりの整備というものを、全市的に考えた場合には、その部分について、直接的に市が整備をする、というような現時点での状況ではない、ということ

で受け止めざるをえなかったということでございます。

古沢委員

くどいようですけれども、建築都市部の方では、庁内的に話合ってみたい、というふうにお答えいただいたわけですが、道路ですから、このやりとりのときには、土木部長も聞いておられましたし、あれこれの私道の問題ではない、というご理解をいただいているとは思っています。

話し合った結果、今、建築都市部長は、極めて歯切れが悪いといいますが、関係市民にとっては、どう言ったらいいでしょうか。答えることができない心苦しさを、感じるようなご答弁というふうに、私は受け取ったわけです。土木部の方は、建築都市部長が、そういう答弁をせざるを得ないような態度を、庁内的な話し合いの中でとったのでしょうか。

土木部長

この部分の開発行為につきましては、従来から、相当長い間かかって問題視されている場所でございます。やはり、一つは、当時の開発行為の許可の時点では、当然、そういう「取付け道路も含めた形の整備がされるだろう。」という想定の下に進んできていまして、申請者が、途中で開発行為を中止したのか、ちょっと、私どもは確認していませんけれども、途中で整備が中断したという経過の中で、私どもとしては、長い間かかって、その部分についての扱い方については、当然、従来から、開発行為の許可をする当時のお話をされてきていると認識してございます。

その中で、やはり、前回、私も答弁させていただいたのですけれども、なにぶん、取付け道路の底地であります道路用地と言われている部分が、民有地であるということが、大きなネックになってございます。この部分の使用なり、それから所有権が、開発行為者なり、もしくは、地域のかたがたの、だれかの代表者の方に、きちっと移転されなければ、そしてまた、その人の同意を得なければ、市として、行政サイドとして、道路に手をかけていくのは、なかなか難しいという認識で、今までずっときておりました。先般の3定以降、その辺の内容も、再度確認させてもらった中で、やはり、現実的には非常に難しい道路だろうと。

ただ、私どもも、私道整備の助成という制度もございますので、その中でやっていくのが、一番ベターなのだろうと思っています。一つは、地域のかたがたから、きちっとそういったご要望をいただき、当然、これは地権者の同意を得ることが必要だろうと思いますけれども、その同意を得た中で、私道整備の申請が上がってきた場合には、うちの方としても、これにはこたえていかなければならない。こんなふうには思っています。

古沢委員

これは、引き続き、宿題にしておきたいと思っておりますけれども、これまでの経緯を見ますと、昭和40年代の開発行為です。昭和50年代に入って、昭和53年の議会では、この問題が議論になっている。その後、開発行為の申請者がお亡くなりになった。

それで、開発行為そのものは一般承継ですから、その当時で言いましたら、奥様に引き継がれるのでしょうか。そういった経緯の中で、これまで適切な対応がとられていなかったということは、はっきりしてきたのではないかと思います。

だから、その道路の持ち主がだれであれ、関係の市民、住民にしてみれば、分かりやすく言えば、被害者ですからね。ですから、道路をだれが所有しているか、その道路の持ち主が、例えば、小樽市道に認定してもらうために、寄附をしていいか悪いかというような話から何から、全部そういう犠牲者になっていた関係住民が、動かない限り、この道が開かないというのであれば、全く、そういう意味では、この開発行為を許可をした市としての責任が、どこにあるのかという問題になると思うのです。

引き続き、検討をいただきたいということを申し述べておきたいと思っております。

むつみトンネルの管理について

次の問題に入ります。

引き続き、土木部にお伺いしますが、市道の長橋小学校通線にむつみトンネルがあります。このトンネルの竣工年月日というのですか、完成はいつでしたか。

(土木)管理課長

このトンネルにつきましては、3年ほど工事を進めまして、平成元年の11月22日に竣工ということになっております。

古沢委員

道路法の第2条を見ますと、道路と一体となってその効用を全うする施設、つまり、このむつみトンネルなどですが、これは道路に含むとされております。ただ、道路とトンネルは一体と言っても、構造が全く違うものでありまして、この維持管理というのはどういうふうにされるのですか。道路部分とトンネル部分で違うのでしょうか。

(土木)土木事業所長

トンネルの維持管理の仕方ということで、一般の道路との違いというご質問でございますけれども、当然、トンネル内は全部暗がりといいますが、普通の部分を我々土木屋は明かりの部分と言いますが、ここは暗い部分ということになりますので、当然、照明等をつけて道路交通の安全を確保します。

また、トンネル特有ということで、冬期間は、路面状況が、それほど圧雪状況になりませんので、それなりにやはり、冬期間の交通の確保に配慮しなければならない。また、坑口の部分では、雪庇等もできやすくなりますので、そういうところを配慮していかなければならない。そういうことで維持管理をしているところでございます。

古沢委員

この前、近くの長橋1丁目、5丁目に用事があって、あの近辺をお訪ねしていたのですが、そのときに、住民のかたに、このトンネルのことを言われました。「トンネルが暗い。子供たちが、恐ろしがってなかなか歩かない。」と言うのです。

中には、痴漢行為みたいなことがあったと聞いたので、あったのでしょうか。以前にあったと。

それで、子供さんを持っている親御さんにしてみれば、不安だからということで、多少回り道になっても、「あそこを通らないように。」というふうに言っているのだと。そういうような声が、あちらこちらから出ました。こうした市民からの心配事、要望などは、今まで出されていなかったのでしょうか。

(土木)管理課長

今、調べてみましたが、正式な要望書という形では、なかったみたいです。ただ、教育委員会サイドの中のご意見として、学校の教職員の中で、むつみトンネルの話ということで、生徒たちに対するそういう話、議員が、ご指摘のような話を確認しているということは聞いております。

古沢委員

僕も、その話を聞いて、行って見ました。あそこはよく通る所なのですが、車を止めてトンネルの中を歩いてみたのは、今回が初めてなのです。言われるように、まず分かったのは、やはり暗いのです。正午前後だったのですが、トンネルの中の歩道部分の照明は、蛍光灯ですね。1基おきに点灯されています。入り口付近の数基は点灯していません。故障なのか、もしくは、入り口付近は明るいから、照明を切っているのか、その辺がよく分からないのですが、今、言ったような照明の状態が適切なのですか。これをちょっとお尋ねします。

(土木)土木事業所長

むつみトンネルの歩道部分の照明でございますけれども、トンネルの照明につきましては、道路照明設置基準というものがございまして、それに基づいて設置しておりますが、歩道と車道が、ああいう形で分離されているというのは珍しいトンネルで、特に、歩道部分の照度の設置基準というものは、定められてございません。

したがって、防犯面でどうなのかという観点で、我々も、管理すべきだろうというふうに認識しております。

て、今、委員の方から言われましたとおり、入り口部分は、外の明るい部分と接しているということで、照明を消灯させております。

それから、以前に車道と歩道との間に、ポリカーボネートの仕切り板が、設置されておりました。ただ、あれは非常に汚れるということで、当初は、排気ガスの問題で取り付けましたけれども、それほど排気ガスの問題はないだろうということで取らせていただいております。そういうことで、車道の照明も歩道上に採り入れやすくなったということもありまして、長年管理させていただいているというのが現状でございます。

古沢委員

せっかくある照明設備ですから、こうした地域のお父さんやお母さんがたから、心配事が出ている実態なので、これまでの在り方がどうであったのかということ、ぜひ検討してみてもどうかというふうに思うのです。あれは、電気をつけて果たして明るくなるかどうかは分かりませんよ。あの照明器具でしたら、そんなに変わらないかなと思うのです。それについても、ぜひ、検討をしていただきたいと思っているのです。

それ以上に気になったのは落書きです。トンネルの歩道部分の壁です。長橋小学校上通線に通じる通路部分、この辺にかけて、スプレー落書きというのでしょうか、よく分かりませんが、こういうふうにするのですね。それが非常に乱雑に書きなぐられています。トンネルの中のこうした清掃といいますか、こういったものは、どういうサイクルでやられていて、むつみトンネルはいつやられたのか、ちょっとお知らせください。

(土木) 土木事業所長

むつみトンネルの清掃は、歩道部分にかけましては、今年の春、雪解け後の清掃という形で、人力によって、いわゆるほうきを持ちながら、歩道面にたまったダストといいますか、そういうものを、かき集めて除去を行ってございます。

壁の部分につきましては、この部分は、ご指摘がございまして、私も、改めて現地を確認させていただきましたけれども、今、委員がおっしゃったとおり、壁面の数か所、それから階段部分の壁面にも、こういう落書き行為がされているということ、改めて認識させていただいております。

古沢委員

この落書きをした人は、非常にきちょうめんな人なのです。落書きした日をきちんと書き込んでいるのです。全部ではありませんけれども、平成12年10月4日という落書きなのです。せっかくだったら、名前も書いておいてくれれば分かりやすかったのですが、平成12年10月4日に落書きをしている。

「死神」だとか、「南無阿弥陀仏」だとか、確かにちょっと薄暗いときに、そういうものを見ながら通るというのは、あまり気持ちのいいものではない。この日付が正しいとすれば、平成12年10月4日以降、ずっと放置されてきたということになるのですが、そういうことですか。

(土木) 土木事業所長

確かに、日付が書いてありましたので、その日付が正しいということになれば、その期間、放置されていたということになるかと思えます。

古沢委員

さて、それではどうするかですが、どうしますか。

(土木) 土木事業所長

現地を確認させていただきましたので、市民の税金で、それをすぐやるのがいいのかといった、いろいろな議論もあるでしょうけれども、やはり、あの状況のまま放置しておくのもいかなものかなと。通学路でもあるということでございますし、調べた結果、トンネル内ですから、冬の施工も可能だというふうに出てきましたので、どういう方法をとるのが一番いいのかを、今、検討しておりまして、なるべく早い時期に壁の落書きの対応をしまいたいというふうに考えてございます。

古沢委員

市の規則で定めている道路監理員、それと道路査察員、この職務内容と配置状況をちょっと教えてください。

(土木)管理課長

道路監理員につきましては、道路監理員設置規則で、道路法の第71条に関連してございます。現在、道路監理員の方は、私と土木事業所長の2名、その下に道路査察員が、14名ということです。

主な業務内容といたしましては、道路管理者等の監督処分というのが、大きな流れになっておりまして、例えば、具体的なことですが、「道路の不法占用とか不正使用及び交通の危険な状態等に対して、必要な命令あるいは措置を行う。」と、こういう形になっています。

古沢委員

道路法の第43条に、「何人も、道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。」とあり、第一項に、「みだりに道路を損傷し又は汚損すること。」と、文字どおりこれに当たります。これを、道路管理者である市長から命じられた道路監理員が、管理監督していくということになると思うのです。

現在の対応では、確かに落書きがあるからといって、四六時中、トンネルを見張っているわけにはいきませんね。それで、こうしたものを防ぐとありますが、これから起こされない、起こしてはならないように、市として、そういうものへの対応などについても、ぜひ、検討していかねばいけないのではないかなと思うのです。

お聞きしますと、市内に市道部分で、トンネルが5か所ほどあるようですから、そうした各トンネルの調査をして、そして、必要な手だてを講じる。場合によっては、防犯カメラみたいなものを設置すると。これもお聞きして分かったのですが、地下歩道には防犯ベルが設置されている。しかし、トンネルにはないのです。そういったものも、ご検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

(土木)土木事業所長

今、長橋小学校通線のむつみトンネルの部分につきましては、ほかのトンネルと違いまして、ここは、防犯上、非常ベルを十数か所に設置しております。ただ、一般的に、ほかのトンネルの部分は、すべてそういうものが、設置されていないといった状況がございます。

そういうこともございますし、今の対応としてどういう方法がいいのか。道路パトロールしていきますと、どうしても、車上からの点検という部分があって、なかなか細かな部分に、目が行き届かないということもございまして、何回かに一回は、歩道の部分も歩いて点検をして、そういう状況を早期に把握し、また、それをすべて市の方でやることではなくて、それを設置した者に対してきちっとした措置とありますが、そういうことが行われるのが、一番ベストな形ではないかなというふうに思います。

そこまですぐにできるかどうかは、分かりませんが、やはり、こういう部分についても、今までよりも配慮した形での維持管理とありますが、そういう方法を心がけていきたいというふうに思っています。

古沢委員

時間を要する検討事項もあると思うのですが、例えば、照明の問題、それから落書きの問題は、直ちに手をつけることができることから、これは、ぜひ急いでいただきたいと思います。

市道砂留線と船見橋の除雪体制について

もう一点、お伺いしたいと思います。

これも道路にかかわりますが、市道の砂留線です。実は、12月3日に富岡北部会館で、砂留線周辺の住民のかたがたが、集まった懇談会が開催されました。ここには、除雪の業者、それから土木事業所の職員、そして関係住民は、たしか20人以上いましたか、私も、たまたま同席させていただいて、いろいろお話を伺いました。その中で、特に急がなければいけない、特に切実だと思う点について、何点か、お伺いしたいと思います。

まず、除雪の問題です。

特に、砂留線の富岡2丁目の13番から14番付近にかけてと、それから、船見橋の除雪の問題です。この間は、除雪基準で言えば、第1種ですから、いわば国道、道道と同じように、幹線道路として、きちんとした除雪がされていくのだと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

(土木)土木事業所長

委員のご指摘のとおり、市道砂留線並びに船見線につきましては、市の除雪の管理基準としては、第1種ということでございます。ただ、国道、道道との路面管理とは、やはり若干違うかなとは思います。

古沢委員

実は、その懇談会においていただいた中で、町内会の役員をされているかたもいらっしゃいました。町内会の老人クラブで、通行量調査をしたことがあるのだそうです。午後3時から4時までのわずか1時間ですけれども、調査をしてみましたら、その間に自動車の通行量が600台、それから歩行者が80名だったというのです。

特に、この道路は、ご存じのように、車道幅員が大変狭い所です。そして、「冬場は除排雪がきちんとされないうい。」と、住民の皆さんはそう思っております。そこで、自動車、車両そのものの交差も、なかなか大変だということも、ひと冬の中にはしょっちゅうです。

私もオタモイですから、あそこをよく通りますけれども、朝の出勤時などは、あそこで立ち往生することはよくあるのです。特に、電柱が、車道部分に出ている所などは、車が交わし切れないというようなときがあるわけですね。

こうした状況のほかに、船見橋の両サイドは、除雪をした後に、歩行者が大変危険な状態で通っています。除雪した雪が両サイドに寄せられまして、それを歩行者が踏み固めたりするものですから、大げさに言えば、両側がすり鉢状態になるのです。橋の上、それから、さきほど言った富岡2丁目の特に13番、14番にかけての横通りです。

そういう状況になっているということで、何とかこれまでと違うように、「そういった問題が改善されるような、きめ細かな除雪をしてほしい。」という要望が、最も切実といえますか、大きな声で出されておりました。

これについては、どのようにおこたえできるでしょうか。

(土木)土木事業所長

まず、2か所の部分についてご要望がございまして、砂留線につきましては、以前から、市の方としても、非常に交通量が多い中で、狭隘な路線であるということで、除雪の方法につきましては、押し込み除雪といいますが、部分的に、あの区間に雪を置くのを最小限にとどめて、砂留踏切の方といいますが、長橋寄りに雪を持って行って、ちょっと広い部分がございますので、その部分に雪を置く等の工夫をして、その雪山が大きくなったときに、局部的に排雪を行うという方法をとってきてございます。

地域の方としては、「まだまだ、もう少し何とかならないのか。」というご要望がございまして、そういうご要望を受けて、業者の人間も同席しておりますので、その押し込み除雪の回数を、もう少し増やせないか、という部分も、今、検討しているところでございます。

次に、船見橋の部分でございますけれども、この部分は、以前から「歩道がなく、すり鉢状になって危険だ。」というお話がございまして、市としては、今、歩道の設置に向けて建設を開始したという箇所でございます。それまでの間、すり鉢状になった部分を、今までも、人力で、人間の手で雪割りを行って、危険ではない場所に雪を積み上げて、歩道帯に置いているという作業を行っております。さらにパトロールをしながら、その頻度、回数を増やすような対応をしてみたい、というふうに考えてございます。

古沢委員

いわゆる段差解消事業ですね。それで、富岡2丁目13番、14番にかけての砂留線の方も、そういうような人力を投入して歩行者の安全を確保する。あそこは、それがどうしても必要な道路だというふうに思うのです。ですから、そういった工夫といいますが、検討はできないのでしょうか。

(土木) 土木事業所長

砂留線につきましては、人力で雪割りを行って、人手で置ける場所があれば、それは可能かと思うのですが、ただ、運ぶ距離、横持ちをかける距離がちょっとあるものですから、そんなことで、除雪を行った後に、ある程度押し込みしてやった方が効率的かな、というふうに思っております。

しかし、今のご要望の件につきましては、作業的に可能かどうか検討してみたいと思います。

古沢委員

もう一つは水の問題です。

富岡のニュータウンが整備されてから、なお大変な状況になってきているようです。それに対応するように、あそこは、側溝がきちんと整備されていないという問題があります。路面そのものが、海側にちょっと低いのでしょうか。側溝は、ところどころ破損状態がひどかったり、ふたつきの所があったりなかったりというような状況になっておりまして、そういう中で、特に、二つほど気になることが要望として出されておりました。

一つは、富岡2丁目14番3号に富岡マンションがあります。ここの1階部分が、大変ひどいのだそうです。これは道路から流れてくる水のせいで、というふうに考えていただいているのですが、玄関のひさしが壊れたり、雨漏りがしたり、天井にきのこが生える、こういう状態がずっと続いて、壁面などを補修しても全然だめだということです。ここに住んでいるかたは、逃げ出したいくらいだと。腹立たしいから、資産価値がないみたいな状態で、固定資産税をまともに払いたくないから、資産税課にどうやってかけ合ったらいいだろうという話さえしている。こういう状況が一つ出ています。

それからもう一つは、同じく富岡2丁目の13番12号、富岡マンションから少し小樽駅側に戻った所から、下に下りる坂道があります。その坂道は、私道ですけれども、船見坂の方につながる道路です。ここは、実は、道路が極めて狭隘だということもあって、夏場でも、ちょっと雨模様のときには、水をはねられるとか、そういうふうなこともあります。実際は、きちんとした道路ではないのですが、事実上、公衆用道路と言ってもいいほど、そこは一般に住民のかたが、利用している道路です。

ここが、結局、春先の雪解け時期だとか、大雨のときに、一気に下り落ちる水で削り取られるのです。お聞きしましたら、まだ実際に、市の方に確認していませんけれども、これまでも、市の方をお願いしたら、簡易的な補修だとか土留め工事なんかをやってくれたというのですが、まず、これは間違いはないでしょうか。

(土木) 土木事業所長

住民のかたから、そういうようなご指摘をいただいております。過去の経過については、今、調査をしているというところでございます。この部分に、車道の砂留線の排水が、一部流れ込んでいる。この部分は、確かに、市が管理すべき側溝なり水路そのものが、ここを占有している事実はあるということでございます。

古沢委員

今、二つほど、その坂道の問題と、それから住宅、マンションへのそういう影響をちょっとお示したのですが、これは、この問題に対して、口々に出てきた中のほんの一例なわけです。

一つは、今、事業所長がおっしゃったように、「道路海側の側溝をきちんと整備する。流れる水を処理できるような形で整備をする。差し当たっては、削り取られ、損壊が進んでいるこの坂道に一定の手を入れる。補修する必要がある。」という声が、住民のかたがたから出されておまして、これをぜひ急いでほしいというのですが、検討はできますか。

(土木) 土木事業所長

ここの私道の階段なり、歩行者が通っている通路の部分の整備についてでございますけれども、現在、土地の関係といいますか、あそこの部分を事業所の方で調べてございまして、一部分はJR用地にもかかっているという状況を把握してございます。

今後、この私道に入っている水路そのものを、どういうふうに整備すればいいのか、整備に当たって、その整備の影響範囲はどこまでに及ぶのか、そういう部分を総合的に検討した中で、その段階なりを、どう処置することができるのか、こういうふうに順序を追って検討して、具体的にどういうことができるのかという部分について、その結果が出たときに、また地域のかたにも、ご説明をしてみたいというふうに思っております。

古沢委員

ぜひそうしてください。もう雪になりましたから、来年の雪解け時期になると、また大変な状況になると思うのです。

それで、ここにはまだ幾つか問題がありましたけれども、ついでですから、一つだけちょっと伺っておきたいと思えます。

船見橋から下のロードヒーティングの問題ですが、ここの龍宮神社側のヒーティングが、ここ数年効いていない、冬場は大変危険だという指摘がされています。これについてはどうですか。

(土木)土木事業所長

ちょうど、市道の船見線から龍宮神社の方に曲がる角の所に、ロードヒーティングが設置されているわけですが、さきほど、ここのロードヒーティングの運転というのは、通常のロードヒーティングとちょっと違っていて、非優先というか、ほかのヒーティングがかかって、その後にかかるような、そういう制御形態をなしてございます。

近年ずっとかかっていないのかどうなのかという部分で、今、状況を見させておりますけれども、そのロードヒーティングに何らかの故障があるのか、その非優先という部分で、制御そのものが、そういう形をとっておりますことから、そういうことに起因するのか、今、調査をしておりますが、故障をしているということであれば、早急に対応してまいりたいというふうに思っております。

古沢委員

私の質問はこれで終わりますけれども、この道路問題で言えば、側溝の問題にしても、坂道の問題にしても、今、所長が言われたように、総合的な検討をしてということになりますから、この冬のうちに、どうこうということにはならないと思うのです。

ただ、緊急避難的な対策として手を入れなければいけないと思うのですが、さきほど言ったように、車道部分が狭隘ですから、特に冬場は、車の交差だとか、一番大変でやっかいなのは、あの狭い道路でも平気で駐車をしていることがあったりするのですよ。それを交わすのに、朝夕の通勤時というのは、あそこはまた大変なのです。やはり、路肩ぎりぎりまで車を寄せたりするものですから、ふたのない側溝の所だと、脱輪したりする車がしょっちゅう出る。そこで、とりあえず、「せめて側溝にふただけでも急いでつけてくれないか。」という話もあるのですが、そうは簡単にいかないでしょうか。ちょっとお答えください。

(土木)土木事業所長

砂留線の部分につきましては、宅地が道路より大分低くなっておりまして、現在、ふたがかかっている箇所も、かさ上げと言いまして、通常、単純にふたをかけるだけではかからない、そういう場所でございます。しかもまた、整備するに当たっては、やはり用地の問題、それから、あの辺は民家の塀などと接する部分がございますので、地域との協議も必要になってきます。そういうことからして、すぐにふたをかけることは、なかなか難しいということでご理解いただきたいと思います。

古沢委員

ぜひ、検討を急いでほしいと思うのです。今、おっしゃられたように、現在の側溝の状態のまま整備といっても、それこそ、かさ上げと言うのですか、レベルを上げないと、ということで、いっさいがっさい、手直しを必要とするというような状況の所ですから、それらも含めてご検討いただくように要望して、私の質問は終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

成田委員

潮見台川の暗きょ化について

私の方からも、ちょっと土木部の方にお伺いしたいのです。

潮見台川がありますね。潮陵高校から五百羅漢の方へ川沿いに上がっていく道路です。その道路幅員が、かなり狭くなってしまっていて、地域住民の人たちから、「この河川にふたができないか、もしくは、暗きょにしてほしい。」と、そういう声はかなり出ていると思うのですけれども、この辺はどうですか。

(土木)建設課長

図面を見てみました。そうすると、大体 3.5メートルから 4.5メートルの道路幅員でございました。それで、民有地、それから河川敷地、道路と、ふくそうしている場所なものですから、それにトンネル河川といいますか、暗きょ化をするということになりますと、普通は、川はオープンで行うのですけれども、暗きょ化しますと、結局 100年確率だとか、そういうような確率になりますと、断面がものすごく大きくなります。それで、今、計算はしておりませんが、この幅員でうまくいくかどうかというのは、ちょっと計算してみないと分かりませんが、今すぐそういう形でというのは、ちょっと難しいのではないかと考えております。

成田委員

河川の流れというのは、かなり蛇行している部分があると思うのです。玄関の軒先を通ったり、また、道路から外れて流れて行って、また道路沿いに出てくるような、そういうふうに蛇行している河川なので、それを一度整備するというような考え方というのはできないのでしょうか。

(土木)建設課長

家の軒下だとか、そういう所をやるときには、やはり用地問題などが出てきます。それで、河川を真っすぐにした場合に、勾配がとれるかとか、また、今は多少蛇行しているので、流速が遅くなっているという面もあります。

今、一番問題なのは、道路と民有地の下を流れていく部分で、それが、どれだけあるかちょっと分かりませんが、そういうものを、全部一回整理してから行うという形になりますので、もしも、何かあったとしても、今すぐという形には、ちょっとならないのではないかとこのように考えております。

成田委員

なぜこのように聞くかということ、防災的な問題もありまして、あの地域、上の五百羅漢の方には、ロードヒーティングになっている部分があるのですけれども、川沿いの部分というのは、ヒーティングがなされていないのです。上から下へ下ってくる車と、下から上に上がっていく車が、交差できる部分がないわけです。それで、上から下りてくる車が、優先になるのかどうかは分かりませんが、途中で止まれない状態のこともあって、かなり危険度が増すものですから、道路幅があればなど、そう思っているのです。

上流の方というのは水量が少ないと思うので、川の部分を狭くするとか、何かそういう方法があれば、できればそういうような形になればと思っているのです。そういうことは、河川法でできないのかと思っているのですけれども、どうでしょうか。

(土木)建設課長

現断面で流れている河川の幅が、約 2メートルくらいあるのではないかと思いますけれども、逆にそれを狭めていくということは危ないと。大雨が降ったときにあふれるということになりますので、最低でも現断面は維持しなければならない。

上の方は道路が狭いのですけれども、暗きょにしても、道路用地の拡幅をしなければ、同じような幅の中でしか

おさまらないということになります。ですから、暗きょにすると、どうしても断面が大きくなりますので、道路の拡幅も、ともにちょっと難しい面があるのではないかと考えてございます。

成田委員

その地域の住民の人たちは、かなり古くから住んでいる人が多いものですから、空き家になっている部分もかなりあるのです。住みづらいと、その人たちが感じている部分というものはあると思うので、できれば改善していただければと思っていますので、極力検討していただければと思っています。

暗きょの耐久性について

それから、この暗きょのことでちょっとお伺いしたいのですけれども、小樽市内で、暗きょにしている河川というのは何か所で、どこにあるか、ちょっとお伺いしたいと思うのです。

(土木)土木事業所長

現在の暗きょの数ですが、ちょっと手元の資料にはございませんけれども、道路を横断している部分だとか、かなりの数の河川が、暗きょ化されているという部分はあるということでございます。

成田委員

例えば、於古発川を暗きょにしている。それから、手宮の方の川も暗きょにしている。そういうふうには、川として流れていた部分を暗きょにして、その上を車が通っているという箇所というのは、どのくらいありますか。それも、道路を横断するのではなくて、川が流れている上、川なりに道路をつくっているような状態の所というのは何か所ありますか。

(水道)下水道事業所長

ただいまの河川の関係でございますが、私どもは、雨水きょとして整備したこともありますので、私の方でお答えさせていただきます。

札幌方向から見まして、まず、入船川が暗きょです。それから、於古発川の一部が暗きょになっておりますが、下流だけです。それから、色内川です。これは、国道5号線を大幅に改良をしましたけれども、ほとんど上流側から暗きょになっております。それから、手宮仲川、これもかなり長い部分が暗きょになっております。さらに、手宮川です。手宮川は、2系統といいますか、下流の方もそうですけれども、上流の赤岩の方もそうです。それから、牛川、これは高島にございます。それから、祝津川と、大体こんなところが市街地の主なものでございます。

成田委員

暗きょにしている部分というのは、ここに挙げただけで7か所くらいありますね。この7か所の点検というのは、どのような形でなされているのですか。

(土木)土木事業所長

定期的な点検ということは、なかなか難しい部分はございますけれども、ただ、大雨が降るといときには、物見口の所ですね。暗きょ化されている入り口の部分等に、スクリーン等が多く設置されている部分がありますので、そういう場所を点検しております。また、点検孔というのが、ところどころにございますので、そういう部分で、大雨の後、ふたを開けて中の様子を見る、こういうような形で行っております。

成田委員

暗きょにした年月日というのは、もうかなり古いものもあると思うのですけれども、暗きょにされた一番古い箇所は、どこの河川が一番古いのですか。

(土木)土木事業所長

正確な年月日は、ちょっと分かりませんが、高島の牛川が一番古くて、昭和40年代前半ではないかというふうに思います。

成田委員

於古発川の上には、今、寿司屋通があって、大型バスが頻繁に通っていますね。それから、色内川もそうですけれども、大型車両がどんどん通ってる所は、暗きょの強度に関して厳しいものがあると思うのです。その中で、点検をきちっとやって、「これは大丈夫です。これから何年経過しても大丈夫です。」というものは、点検作業の中で図られている部分があるのか。危険度が増しているという所が、どこかあると思うのです。

(土木)建設課長

於古発川につきましては、平成10年のときに、国道から海側の開きょ部分になる所まで潜って見ております。それで、部分部分で剥離している部分はありますけれども、今、そういうふうに、すぐ補修をしなければならない部分はない、というふうに判断しているということでございます。

(水道)下水道事業所長

私の方は、どうしても雨水きょということで関係がありますから、私の方からもお話しします。

暗きょは、コンクリート製というようなことで、50年は耐用年数があるというふうに考えております。

成田委員

50年たてば、老朽化して、いつか損壊するという危険もあります。大型バスが通ったり、観光客が来たときに、ぼこっと穴が開いて、事故になった際に、小樽市の責任は、ものすごく大きなものがあると思うので、点検にはじゅうぶん注意していただきたいと思います。何年かに1回、3年に1回か、4年に1回ぐらいは点検をやってもらいたいと思いますけれども、どうでしょうか。

(土木)土木事業所長

確かに、於古発川通線につきましては、寿司屋通ということで、大型バスも近年は多く入ってきております。さきほど、建設課長の方からのお話があったとおり、平成12年に点検を行っていますし、その前には、私の記憶では、平成元年頃にも、一時点検を行って、大通線の橋梁の部分は架け替えたということもございます。節目節目で点検をしながら、ある程度の部分はチェックをしていきたいというふうに思っております。

成田委員

ぜひお願いしたいと思います。

市民センター裏の市道敷地使用について

質問を変えますけれども、冬期間の駐車禁止の部分について、積雪時期になったら、毎年12月頃から冬期間の駐車禁止にしますという路線があると思うのですけれども、この辺は、今年はどうな状態になっていますでしょうか。

(土木)管理課長

冬期間のみの交通規制ということですが、現状では、小樽署長の権限の中で、1か月単位を4回更新して、4か月間というような形です。市内の路線数としては、現状で115路線かと思えますけれども、市内の至る所で、そういう規制がかかっております。

成田委員

また、車が駐車するため除雪もできない、排雪もできない、車の交差もできない、そういう所も何か所かあると思うのですけれども、そういう箇所、小樽市の方に、市民から要望が上がっているのはどのぐらいありますか。

(土木)管理課長

冬場になれば、特に、違法駐車ということで、要望というのは数多く寄せられているとは思いますが。ただ、警察署長の権限の中の交通規制という問題については、警察の考えとしては、冬期間の臨時的な規制みたいな形ではなく、通年の規制という形に変えてほしいというのが、警察の方の考え方です。

成田委員

あれは、やはり、通年規制に変えていかなければならない部分というのは多いと思うのです。115路線という冬

期間だけのもの、1か月更新で4か月間の小樽署長の権限による駐車禁止ですけれども、これは、市民センターの裏ですが、違法駐車をしているような状態で、朝に車を停めたら、夜遅くまで停めているような状態の車が多過ぎるのです。

市民センターでイベントがありまして、車を置く場所がなくて、そうすると、あそこへずっと車を置いている状態が多いのです。あそこは駐車禁止ではないものですから、置いているのだらうと思うのですけれども、その辺の話というのは、地域の人から上がってきているのでしょうか。

(土木)管理課長

市民センターの裏ということだと思いますけれども、現状では、道路交通法上の規制は、当然かかっていると思いますが、特に期間限定の交通規制などにはなっていないと思います。

ただ、住民の方からの要望というお話ですけれども、営業をしている地先のかたから、何回かそういうお話を聞いた経過はありますけれども、現状の中では、町会とか、改めてそういう形で正式に、警察あるいは公安委員会の方に要望があったということは、まだ伺っておりません。

成田委員

あそこの通りは、私道ですか、それとも市道ですか。

(土木)管理課長

市民センターの裏側を通る路線で、一応、センターを設立するときに、市道としての整備というか、市道の認定になったというふうに理解しております。

成田委員

あそこは、何メートルの幅員がありますか。

(土木)管理課長

申し訳ございませんが、細かい数字については、台帳を持ってきておりませんので、ちょっと分かりません。

成田委員

あの通りは、駐車場になって、車を停めている部分もありますし、車庫になっている部分もあります。それから、2階建ての立派な建物もあります。その建物の敷地は、どこの敷地になっていますか。

(土木)管理課長

委員がおっしゃっているのは、市民センターの裏にある労働者団体の組合等が、入っている建物のことかと思えます。

成田委員

あそこの通りに面している建物です。

(土木)管理課長

労働組合の事務所となっているような建物だと思いますが、そこにつきましては、道路敷地がかかっているという部分はございます。

成田委員

その敷地は小樽市の道路敷地ですね。道路敷地の中に、そういう建物があったり、駐車場にしているということなのですね。

(土木)管理課長

前にも、委員からいろいろ調べてくれというお話がございまして、調べた経過の中では、道路敷地の中にあの建物が入っていると。隣に、民間のかたが、お使いになっている駐車場等もあるというふうに認識しております。

成田委員

その建物については、道路使用許可の中で、占用許可だとか、そういうものは出しているのでしょうか。

(土木)管理課長

こういう議会の場でのご質問では、私も前の経過はちょっと分かりませんが、お話がありましてから調べたところ、あの建物自体が、道路敷地に入っているということであれば、当然、道路法の制限の中で、建物を建てるということは、許可権限は小樽市にございますので、そういう事情はあったかと思えます。

ただ、なにぶんにも、昭和30年代ぐらいから、そのようなお話があったというような経過のある場所で、あちらの組合の方とも、お話をした経過がございますけれども、現状の中でどのような手だてができるのか、まだ結論としては出しておりません。

成田委員

組合の方は、小樽市の組合なのか、どこの組合か分からないけれども、その隣の建物については、小樽市としてどのような対応をとっていらっしゃるのですか。

(土木)管理課長

組合の建物の隣ということになれば、駐車場として貸している建物なのかと思えますけれども、私も、現状では、今は図面を持ってきておりませんので、詳しい話はちょっと控えさせていただきます。

成田委員

道路から入るときに、中央市場の方の縦通りがありますね。それから入る所が、一部、駐車場として使っている部分と、その隣に車庫になっている部分、それがあるのですけれども、その駐車場にしている部分と車庫になっている部分と、その対応についてどうなっているのか。

(土木)管理課長

中央市場の方から下りてきて、右側に曲がって、旧手宮線のそばの所にあります道路敷地に、駐車場として使っていた部分、その横にも建物を建てて、駐車場として使っていた部分があったかと思えます。ここにつきましては、過去の経緯がいろいろあったというふうに聞いております。

現状では、この部分は所有者の錯誤があるみたいなので、所有者を調べたり、あるいは使用形態を確認して、その辺につきましては、お話しした中で、今後は、市民センターの来場者の駐車場として使えるとか、そういう形で、内部でもちょっと話しているところでございます。

成田委員

市の道路敷地内の使用については、これから、利用している人たちの間で協議して、改善をしていただければと思っていますので、できるだけ早急にやっていただければと思っています。

以上で質問を終わります。

(土木)管理課長

さきほどもお話ししましたが、なにぶんにも過去の経過もいろいろございまして、現状で違反している部分は、承知しておりますけれども、それぞれの言い分もございまして、その辺を相手側とも、じゅうぶん話し合っ、今後の中で改善策を見つけていきたいと考えております。

委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

松本(聖)委員

開発区域内でのロードヒーティングの敷設について

1点だけ、お尋ねいたします。ロードヒーティングの敷設についてでございます。

このたび、朝里地区の開発、宅地造成ですが、それに伴って、ロードヒーティングを敷設された道路が、市の方に寄贈というのでしょうか、何というのでしょうか、市道の認定を受けていると思うのですけれども、小樽市で

は、予算がないということを建前にといたしますか、ロードヒーティングの新設は、なるべくしていかないという方針でございました。この事実関係を、まず確認したいのですが、これに間違いはありませんか。

(土木) 管理課長

新光町に、今、開発されているベイビータウンの関係だと思えますが、今年度から、小樽市の管理となって、ヒーティングの管理をしていくということは、今回の除雪の説明会の中でも、議員のかたにご説明して回ったと思います。これにつきましては、開発行為に伴うものですから、開発行為の中で、道路の形態などをいろいろ協議した中で、やむをえないということで設置されたもので、その部分につきましては、2年経過後、市の方に帰属するというような取扱いになっていると思います。

松本(聖)委員

分かりました。

今は小樽市の管理道路であり、小樽市の財産ではないということですが、この手法を使えば、例えば、町内会等で、その地先の人たちというのか、その恩恵をこうむるであろう人たちで、費用を出し合い、市道なり管理道路なりにロードヒーティングを設置して、「これを小樽市に寄贈します。あとは管理をお願いします。」ということが可能になるのでしょうか。

(土木) 管理課長

委員がご指摘のとおり、住民要望として、自分の地先もやるけれども、道路もヒーティングすると。ただ、管理については、あとは市でお願いしますという形で、実は、何回か要望も受けてございます。現状の中では、市の方としては、そこまでの部分で、そういう市民要望にこたえるようなところまではいっておりません。

松本(聖)委員

このたびの新光町の宅地造成において、ロードヒーティングが敷設されるということは、小樽市は、前もって分かっていたわけですね。

(土木) 管理課長

開発行為ですから、当然、その行為をする前段の中で、いろいろと協議を進めていって、そういう結果になったというふうに認識しています。

松本(聖)委員

そのときに、このロードヒーティングは、将来は、小樽市で管理しなければならなくなる。電気代は小樽市の負担になる。そういうことになってくると分かっていたにもかかわらず、何も問題とはならなかったのですか。

(土木) 管理課長

何も問題というか、当然、市の方の立場としては、開発行為だけではなくて、ヒーティングの関係は、現状の中では、市として設置をするのも、なかなか難しいという状況の中で、できるだけヒーティングの設置を避けた形での道路確保、こういうことは、当然、協議の中にあっただろうと思います。

ただ、最終的に、何回かお話をした経過について、この記録というのは、私自身は定かに覚えておりませんが、そういう中で、やはり最終的には、あそこはヒーティング以外になかったのかなと。そういう形で、結局はヒーティングを設置して、その中では、市の要綱を基にして、市の方に2年後に移管されるというような形で、今年から管理していく。こういうことになったものでございます。

松本(聖)委員

当委員会に付託されている請願、陳情の、一覧表を見ながら、気づいたといたしますが、突然、ちょっと思い立って質問をさせていただいているのです。今、問題としている新光町の道路よりも、さらに、もっと張りついている家も多くて、もっと急峻でという所が、何か所かあるのです、この中を見ますとね。

そういったところで、仮に、地先のかたがたが、「ロードヒーティングを設置するから、管理をお願いします

す。」ということと言っても、「それは認めません。」と、片や「今回は新しい造成だから認めます。」と、その判断の基準というものが分からないのです。お役所だから、そこは具体的に、何か基準があるのだらうと思うのですが、教えていただけますか。

土木部次長

ロードヒーティングの設置以外の部分でございますけれども、実は、私どもも、この開発行為等に関しましては、取付け道路という形の中で、一応、私どもの中で要綱を持っております。その中で、当然、開発行為等になりますと、取付け道路は1か所だけではなくて、2か所設けなくてはいけないとか、さまざまな制約がある中で、そういった避難道路等の確保といったことも含めて協議をしております。

私どもは、そういった中で、開発行為に伴う取付け道路としてのロードヒーティングの設置基準、そういったものは持っております。

それ以外に、このように各町会等からご要望があるものにつきましては、私どもは、従来の市としてのロードヒーティング設置基準等に基づきまして、基本的には、市として、どういうふうに整備をしていくのか、そういった形で、二つの要綱といいますか、取扱いというものを、現在、持っているところでございます。

松本（聖）委員

どうも不公平なのではないのかなと。片や、「認めます。」と、片や、「認めませんよ。」と。実際に住んでいる人にとってみたら同じ道路です。ただ、新しくできた道路なのか、古くからある道路なのかというだけの違いでしょう。ロードヒーティングを設置して寄附をするということに関しては、全く同じなわけですよ。

今回のことを参考にすると思うのです。「従来からある道路だから、認めません。」ということにはならぬのではないかなと。実際に今回のようなことがあると、そういう声が上がってくると思うのです。それにどう対応していくのですか。

土木部次長

ロードヒーティングということになりますと、さきほど管理課長が、こういった形で地先のかたがたから、ロードヒーティングの要望があったというふうに申しているのは、範囲として必要な部分で、最小限度の自分の地先の部分で、「ロードヒーティングを設置してほしい。」と、そういったことで来るわけです。

ただ、道路を管理する中で、果たしてロードヒーティングが、その区間でいいのかと。やはり、ロードヒーティングが、正常に機能を発揮するというようになりますと、幅員だとか、あるいは、そのロードヒーティングの性能を高めるための方法であるとか、延長であるとか、そういったもろもろのものが、必要だというふうに考えてございます。

松本（聖）委員

だから、私が言っているのは、そんな「玄関先だけ、ちょこっとやります。」という申請ではなくて、今後、新光町の例を参考として、小樽市のロードヒーティングの設置基準というものがあられるのでしょから、その基準に合致したものを、自分たちでお金を出し合ってつくるといった場合は、どう対処していくのですかということです。

（土木）管理課長

開発行為に伴う道路と、既存の道路の部分については、扱いが若干違うかなと思うのです。既存の市道については、もう既に市の権限の中で、市が、管理しなければならぬということで、ヒーティングをつけるかつかないかという判断につきましては、一定の基準は持っているわけです。

開発行為に伴うものについては、市道として認定するかというよりも、開発行為の中で、勾配も含めて、どのような道路をつけるかというのは、その中で検討されるわけです。今の法律の中では、開発行為に伴って、道路が設置されてきたものについては、市が、帰属を受けるということは、法律の中でうたわれておりますが、ヒーティングにつきましては、勾配が、何パーセント以上については、ヒーティングを設置しなければならないとか、そうい

うものは特にはないと思います。

しかし、現状の中で、小樽市のこういう地形ですから、ヒーティング以外に道路の確保ができないということになれば、開発行為を伴うものについては、最終的には、今回のような形もあり得るのかなと、そのように考えております。

松本（聖）委員

それでは、あくまでも既存の道路に関しては、このように市民から、「自分たちの手によって設置したい。」という要望が来たにしても、小樽市としては、「一切許可をしないぞ。」ということでもよろしいのですか。

（土木）管理課長

正直に言って、今後ずっととか、そういう話の確約ということは、ちょっと難しいと思いますけれども、いわゆる1期、2期のロードヒーティングの計画を持ちながら、ヒーティングを進めてきた段階とは、現状のいわゆる財政的な面も含めて、今は考え方が違うのかなと。これ以上ヒーティングを増やすという考えの中では、ちょっと進みづらい現状にあるのかと思います。

ただ、今後のことにつきましては、私どもも、住民要望がたくさんある中で、どのような形でこたえていけばいいのだろうということになれば、いろいろと総合的な判断とか、そういうことになってくるかと思います。

松本（聖）委員

何とも言っていることが、釈然としないのです。開発行為であれば認める。これは、「取付け道路や何かの基準があるからだ。」と。それで、そこにロードヒーティングを設けなければならないほどの、取付け道路を付けるような開発行為を認めて、「そこにロードヒーティングをつけましょう。将来的には、小樽市が費用を負担します。」と、開発業者にとっては願ってもないような話です。

片や、既存の道路にロードヒーティングを設置する、これは市民の切なる要望が、ここにたくさん上げられている。陳情だ、請願だといって出てきているように、地域住民の家が、何戸、何十戸、何百戸と張り付いているわけです。その人たちが使う道路に、「それでは、みんなでやりましょう。」といったら認めませんよと。

どこを向いて行政をしているのかという気がするのです。開発業者の言うことは黙って聞く、市民の言うことは、「おれたちは知らん。」と言っているように聞こえるのですけれども、どうなのですか。

ところで、それも含めて、もう一つ聞きたいのは、今回の開発区域には、今、何戸張り付いているのですか。

（土木）土木事業所長

私どもの方で確認をしておりますのは、全体の開発区域内の宅地区画数が336区画に対しまして、12月上旬に調査いたしましたけれども、売約済みの区画数が97区画、建物の建築戸数が32棟、確認申請を出している件数は52件あるというふうに伺っております。

松本（聖）委員

当面、その52軒のかたがたのための道路ですね。将来何戸になるかといったら、結構な数になるのでしょうかね。私から見ると、やった者勝ちというように見えるのです。

だから、今後、断る方法を考えていた方がいいですよ。市民からこういう要望が出てきたら、1軒10万円ずつ出し合ってやるとか、50万円ずつ出し合ってやると言われたときに、今の答弁だったら、市民は納得しないと思いますよ。そういうやった者勝ちみたいなことを、小樽市は認めているわけだから、うまい答弁を考えておかないと、皆さんは、そのころは異動になって、私は知らないということのないようにしておいてくださいよ。

これは、総合的に判断して、部長としてどう考えておられるのですか。

土木部長

今、お話がございました開発行為に伴う、ロードヒーティングの設置ということでございますけれども、さきほど、ちょっと次長の方からも、お話がありましたように、開発行為の時点で、当然、開発行為の指導要綱の中で

は、そういう急勾配な道路は、極力避けてほしいということになっていまして、たしか8パーセント以上12パーセント以下まではやむをえない、それ以上のものについては、そういう道路を避けるということになっています。

その中で、やむをえず、道路の位置といいますが、線形がとれない場合については、ロードヒーティングもやむなしという部分があります。

ただ、その中で、さきほどお話したように、幅の問題だとか延長の問題ですが、今回のベイビータウンにつきましては、現道の市道の幅の倍を確保させた中で、ヒーティングを設置させ、そして、団地内と既存の市街地を結ぶ道路交通に、支障のないような形の幅をとった中での整備ということで、整備させていると思います。

一方、既存道路の方でございますが、さきほど来、お話させてもらっているのですけれども、やはり地域のかたがたが、共同で敷設したいというお話がございます。その部分、部分では、要は、その間口の前だけでいいのかもしれないけれども、その地域のロードヒーティングを確保するとなれば、勾配なり道路の幅員の問題、こういったものをじゅうぶん勘案した中でないと、なかなか市道の中といえども、設置させるのは、やはり難しいのではないかと。

と言いますのは、自分の家の前だけ設置すればいいのではなくて、やはり通過交通のある中での道路かと思えます。もう一つは、設置した後の維持管理、これらにつきましても、当然、発生してくるわけでございますので、設置については、地域のかたがたでやるのだけれども、その道路の延長とか幅員とかということで、多大な費用負担となってくることも事実あると思えます。

我々としては、そういう維持管理を含めた費用の中で、皆さんが、費用負担ができるのかどうか、それから、勾配なり幅員の問題で、本当にロードヒーティングの可能性があるのでどうか、その辺について、個々に協議をさせていただいた中で、認めるものが出てくるかもしれませんけれども、そういった問題を含めた中で、今後、協議していかなければならないと思っています。

松本（聖）委員

ということは、市の基準に合っていたらテーブルには着くぞということなのですね。今後、そういうことが起きるかどうかは分からないですよ。ロードヒーティングを設置するのに、幾らかかるのか私は分からないので、1メートル当たり幾らとか、1平方メートル当たり幾らとかというのでしょうかけれども、大体お幾らくらいなのか、ちょっと想像もつかないのですが。

もしそういう要望が、ほかからも出てきたとしたら、小樽市としては、今回の例を見習って、門前払いすることなく、きちんと対処していただきたいなと思います。今までは門前払いだったようですから、それは、きっとその基準に合っていなかったのでしょう。自分の家の玄関の前だけと言われても意味がないですからね。

それで、今、部長のお話の中で気になったのは、開発行為に伴っての取付け道路の付け方なのですから、8パーセントから12パーセントの勾配であればと。最大そのくらいということなのでしょう。そのくらいだったら仕方ないなという勾配なのでしょうが、小樽市のロードヒーティングの設置基準の勾配というのは、何パーセントなのか。

（土木）田中主幹

基準としては、8パーセント以上になっています。

松本（聖）委員

そうしたら、ここにロードヒーティングを設置しなければならない、というような基準の道路でも、取付け道路を最大でつくるという許可申請というのが、そういうことでも、小樽市としては許可するということなのですね。

土木部長

許可するということよりも、一つは、道路の勾配を8パーセント以下にできないかということが、やはり協議の大前提になってきますので、開発業者の方に、いろいろ検討していただくようお願いしているわけです。しか

し、どうしてもやむをえない場合は、勾配の問題とか幅員の問題を含めて、私の記憶ですけれども、原則8パーセントから12パーセントの勾配について、短区間、50メートルだと思いましたが、それくらいまではやむをえないだろうと。

その間に、当然、ヒーティングなり何なりの必要性は出てくるということになってくるわけです。そういう意味では、開発行為の指導要綱を、今、手元にはありませんけれども、そのような記憶の中でのお話をさせていただいたところです。

松本（聖）委員

心配しているのは、民間の宅地開発ですから、少しでも販売面積を増やしたいわけです。勾配を緩くすることは、それだけ道路の面積が広くなるということで、売れない部分が増えるということですね。不動産屋としては非常に効率が悪いのです。やりたくないわけです。土地というのは高いものです。道路の面積というのは、すごく広い面積になります。仮に、道路に全部家を建てたら、とんでもない軒数が建ちます。少しでも販売面積を増やしたいという中で、ロードヒーティングを設置したら急な道路でもいいのだと。そんな長い長い緩やかな道路をつくるよりは、そちらの方が、コストとしては、はるかに安いわけでしょう。

ましてや、こういう平地の少ない小樽市ですから、これから新規に宅地開発をしていくということになると、こういうことが当然出てくるわけです。私が、開発業者だったらやります。ロードヒーティングにしたら、後は小樽市が面倒を見てくれるのだから、「いくら急でも構わないぞ、これしかつくれないのだ。」と言え、それまでだということになってしまいますよ。今回のことを前例としてですよ。

今回は、そういったことを考えなかったのですか。

土木部長

今、私が、お話ししたのは、たまたまベイビュータウンの例をとってお話をしました。具体的には、これからいろいろなケースが出てくるだろうとは思いますが、一つは、今、お話がありましたベイビュータウンについては、市道の中で、市道の延長上の取付け道路でして、その勾配が、たしか6パーセントだと思ったのですけれども、やはり6パーセントでは、その勾配と団地内の戸数から見て、交通量が、相当あるということなものですから、幅員をその倍にとっていただくという道路線形で、開発行為が許可をされているわけです。

これからは、いろいろなケースが出てくるかとは思いますが、ただ一つは、道路をつくるに当たっては、小樽市もそうですけれども、開発業者もそうだと思いますが、やはり勾配の緩い道路を望むわけです、できるだけそういう形態の道路を維持して、計画してもらおうというような基本的な考え方を持っています。

やむをえない場合については、最大限で、さきほどお話しした勾配で、もしやるとすれば、その部分でも延長の問題、幅員の問題が出てきます。その中で、ヒーティングを設置するということであれば、2年後にうちの方で管理をしていかなければならない道路で、ロードヒーティングでということで、協議をさせていただいているのが実態でございます。

松本（聖）委員

私の質問の仕方が悪いのか何なのか、あまり真意が伝わらないといいますが、答弁が、何ともかみ合わないなという感じがしております。

それで、あまり業者の便宜を図るなど全く言っているわけではなく、あまりにも業者寄りの姿勢が見えるなど。うがった見方をすれば、何か関係あるのかと、とられてもしようがないような今回の許認可なのか、という気がします。

非常に何か歯切れの悪い質問になってしましまして、申し訳ございませんでした。これ以上同じ話をしても同じ答弁しか返ってこないと思いますので、これで辞めます。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

中央下水終末処理場の機器更新について

下水道に関連して、何点かお聞きします。

色内の中央下水終末処理場を、2年前に視察させていただきました。これについて、何点かお聞きをしたいと思います。

まず、処理人口、処理量、それから運転開始年度、この3点をまずお聞きします。

(水道)下水道事業所・建設課長

処理人口といいますが、計画人口でお答えさせていただきますけれども、13万7,490人の計画人口を持ってございます。供用開始は、昭和59年4月で、今現在、稼働しております。計画処理量は10万4,000立方メートルの処理能力をもって計画し、運転しております。

高橋委員

それで、実際に毎日処理している量というのはわかりますか。

水道局長

大変申し訳ありませんが、担当しています野村施設課長のぐあいが悪くて、詳細な答弁はできないのですが、現在、日量平均で大体6万から7万立方メートルくらいの間だろうと思っております。ただ、運転管理の委託の際に、ただいま建設課長からのお話のとおり、計画処理能力は10万立方メートルを超えていますけれども、大体、私どもの方では、8万立方メートルくらいということです。

実際の処理と申しますと、前にもお話が出ていましたけれども、大雨などの異常時になりますと、これは大変な量が入ってきます。その場合とは、またちょっと違うのですが、大体、年平均いたしますと、6万立方メートルから7万立方メートルくらいの間で、処理をしているという話を聞いております。

高橋委員

この下水処理場は、住宅からの下水が主だと思うのですが、あとは事業所、工場などからもいろいろ入っているのだと思うのですが、住宅分とそれ以外の分の割合というのは大体わかりますか。分らなければいいです。

(水道)下水道事業所長

計画の段階では、そういうことをしていたのですが、実際の量として、区分けして把握することは、ちょっとできません。

高橋委員

なぜお聞きしたかという、日ごろのメンテナンスといいますが、年に何回かメンテナンスをやっていると思うのですが、年中無休で稼働していると思いますので、工場とか事業所が休みのときにメンテナンスしているのではないかと単純に思ったわけです。その辺についてはいかがですか。

(水道)下水道事業所長

委員がおっしゃいますとおり、下水処理場は年間を通して、一日も欠かすことのできないくらいに稼働しております。メンテナンスという点になりますと、市全体の処理場が三つありまして、そのほかにポンプ場もございます。その中で、今、おっしゃいます中央処理場のメンテナンスは、大体、処理場そのものが、水処理棟とか污泥処理棟、放流ポンプ棟だとか、こういうものに分かれておりますけれども、棟ごとの区分けというものはしてございませんが、それぞれの保守点検業務とか、運転操作業務とか、水質試験業務とか、こんなふうに分けて毎日メンテナンスをしているということでございます。

高橋委員

それで、昭和59年から供用開始したということで、今までの経緯の中で、ある程度定期的にといいますか、3年とか5年とかというスパンで維持管理、もしくは改修をしてきたのではないかなというふうに思うのです。大きく点検し、改修したものといいますか、その割合といいますか、頻度といいますか、うまく表現ができませんけれども、どのぐらいの割合で、メンテナンスしてこられたのかということをお教えしてもらえればと思います。

(水道) 下水道事業所長

まず、通常のメンテナンスで言いますと、保守点検業務が、ほとんど50パーセントぐらいございまして、それから、運転操作業務が39パーセントぐらいございます。水質試験業務が2パーセント、その他のいろいろな業務が9パーセントぐらい、こんなことで、年間、それらについては行っています。

また、機械の修理というものは、法定点検がございまして、そういうものは定期的に、年に1回とかやっておりますけれども、それ以外のものは、日常点検している中での修理だとか、そういうものでございます。そういうものは定期的ということよりも、状態を見極めながら、危険な状況に陥ったときには対応していく。そんなふうに行っております。

高橋委員

単純にお伺いしますが、この処理場の耐用年数というのは何年ぐらいになりますか。

(水道) 下水道事業所長

物によって違いますが、建物ということになりますと50年ということになりますし、また、機械あるいは電気計装装置、このようなものは耐用年数がそれぞれ違うのです。例えば、7年のものもあれば、10年のものもある。15年のものもあれば、20年のものもあるというようなことで、まちまちでございます。

高橋委員

現場を見させていただきましたが、このしくみの中で、耐用年数の一番短いもので、影響が大きいものというのはどれになりますか。

(水道) 下水道事業所長

短いものということは、それぞれ、その処理、その処理にいろいろな部品がついておりまして、はっきり申し上げますと、何千、何万にも及ぶような部品が入っておりますので、どれどれと言っても、ちょっとここでは申し上げられません。恐らく、大きく分けて、水処理棟とか、あるいは汚泥処理棟とか、さらには放流ポンプ棟とか、そんなことで分けるといってございまして。その中にもいろいろな機器がございまして、一概に、この工程で、どれがどれとは言えないものでございます。

ただ、今、おっしゃられました機械の中で耐用年数が一番短いもの、というようなことでございますけれども、最初沈澱池だとか最終沈澱池というものがございまして、委員の持っていらっしゃるパンフレットに載っております中の機械全体を通過していきますが、ベルトプレスみたいなものが、一番耐用年数が短いというふうに考えております。

高橋委員

聞き方がちょっとまずいと思うのですが、要するに、これから先、何年も今の状態でいけるのですかということをお聞きたいのです。

(水道) 下水道事業所長

今のものについては、それぞれ耐用年数に基づいた補修の仕方がございまして、今現在、一番困っているといいますが、毎日出てくる汚泥などは、処理するのに、量が多くなってきておりますので、そういうものを何とか更新していきたいという気持ちは持っております。

高橋委員

そうではなくて、これから先、何年も今の状態で大丈夫なのですかということをお聞きたいのです。

(水道) 下水道事業所・建設課長

機器更新に関しましては、今の現有施設を延命していくか、それから更新するかという二つの方法がございます。その中で、今、現有施設の機能診断と申しますか、機器診断を適切にしながら、延命の方が経済的なのか、それとも更新した方がいいのか、日常の点検記録等などから、故障リスクの大きさといった緊急性、また、優先順位等を的確に判断しながら、また、下水道事業は、長期にわたりまして多額の投資が伴います。こういった中で、財政状況等も考慮しながら、投資の平準化等を考えながら、総合的に判断して、計画的に更新事業を進めていかなければならないものと考えております。

高橋委員

そういう関連の、今後の計画というのは、いつぐらいまでに立てるのですか。

(土木) 下水道事業所・建設課長

いつまでということにつきましては、さきほど来、所長からお話していますように、昭和59年から供用を開始しておりまして、おおむね平成15年というのが施設の大きな耐用年数でございます。その中で、老朽化が進んでおりまして、さきほどおっしゃいましたけれども、やはり磨耗劣化する機種がたくさんございます。

そんな中で、我々としましては、平成12年で、供用開始から15年というふうに、基準年という形で考えておりますけれども、さきほど水処理のお話が出ましたが、水処理棟については一部更新を進めております。

今現在は、汚泥処理棟の更新に向けて、計画を策定しようということで、鋭意検討しておりますけれども、やはり、計画的に、耐用年数を基に、今の現有施設の置かれている機能的なものをしっかりと把握しながら、長期的な視点に立って、やはり15年、20年、そういったスパンの中で計画的に策定しながら、更新を進めていかなければならない。そういうふうに考えております。

高橋委員

止まっては困る施設なものですから、その辺はじゅうぶん研究をして、できるだけ早くに計画をまとめていただきたい。そういうふうに思います。

情報化の推進について

次に、情報化に関連して、各部にお伺いをいたします。

私は、情報の発信というのは、行政サービスの大きな一つであるというふうに認識しております。市のホームページで、情報を提供するということが、大事なのではないかと申しているわけですが、前回の常任委員会で、水道局の方に要望を出しましたけれども、以後、どのような状況になっているのか、お伺いします。

(水道) 総務課長

前回の委員会の中で、高橋委員の方から、水道局のホームページに対して、ご要望がございました。私どももいたしましたけれども、現在、市のホームページに掲載しているわけですが、このページ数を増やすということで、担当である企画部の方と話をしております。

また、その内容等につきましては、各部の中での検討も、また必要だと思いますけれども、現在、掲載しておりますホームページの内容にプラスする形で、より実用的なものが、できればよいというふうに考えております。

高橋委員

できるだけ早くお願いをしたいと思っております。

土木部に伺います。

前回の予算特別委員会の中で確認しましたけれども、市民アンケートで、市民からの情報の要望が多いものとして、道路関係と除雪関係の割合が、非常に高いという状況であります。現在の市のホームページには、それが無いわけですが、その点についてはどのように考えておられますか。

(土木) 管理課長

情報化の関連で、高橋委員の方から、何度か土木部も含めて、いろいろご要望がありました。現状の中では、土木部の方では、特にホームページについて、独自のものはやっておりません。

ただ、ご要望の道路事情とか除雪の計画等を含めて、市民にお知らせできるような体制ということは、考えておりますけれども、現状の我々の職務体制の中で、今はまだそういうことに、ちょっと手をつけられない状況だということで、土木部では、ちょっと遅れているのかなというふうに考えています。

高橋委員

ネックになっているものは、どういう内容ですか。

(土木)管理課長

情報化については、ある程度、担当者を決めて、常時それにかかわれる部分があれば、ということでございます。その辺の人員的な問題が、まず第一だというふうに考えています。

高橋委員

そうすると、他課からの手助けといいますか、サポートといいますか、そういうものがあれば、できやすいというふうになりますか。

(土木)管理課長

道路関連、除雪関連というご要望が、市民アンケートの中で多いということですが、例えば、市道の道路工事の状況とか、通行止め状況とか、あるいは除排雪計画の考え方とか、そういうものを含めて、どういうポイントで掲載項目を選ぶかなどの、そういう精査をしながら、担当の方が、ある程度決まった中では、それなりに進めていけるのかなというような考えを持っています。

高橋委員

めどとしては、いつぐらいまでというか、目標といいますか、それはどのように考えられていますか。

(土木)管理課長

私の方は、土木部管理課ということで、土木部内の情報については、管理課で集約した中でいろいろやっていきたいというような考えは持っておりますが、現在の状況で、いつからというのは、なかなかちょっと答えづらいところもあるので、前向きな考えで進めていきたいとは思っています。

高橋委員

できるだけ早く、実現できるよう要望したいと思います。

それでは、建築都市部に伺います。

同様の質問ですけれども、都市計画とか、それから、高齢者、若年者の定住対策の政策のホームページというのは情報として載っているわけですが、市営住宅については、1件もないということです。この住宅関係についてはどのように考えていますか。

(建都)住宅課長

確かに、今、委員がご指摘のとおり、市営住宅の部分については、ホームページにはございません。ただ、お知らせ的な部分といたしましては、市営住宅の応募時期については、「広報おたるお知らせ版」の中で認知されている。こういうようなことでやってございます。

ただ、私どもも、実は、今の小樽市の情報化の取組という形の中では、その辺の部分について、やはり住宅の概要等については、情報提供ということで、鋭意、内部で検討しているところでございます。

高橋委員

同じ質問になりますけれども、今後の予定といいますか、めどとか、目標とかというのは、どのように考えていますか。

(建都)住宅課長

これにつきましては、資料的に、他都市の状況なども、当然、ホームページの中で立ち上げてございますので、そういった部分は、今、情報収集してございます。そういった中で、こういった形がいいのか、特に、市営住宅の概要や場所とか戸数、また申込みの方法、こういった部分を掲載していきたいと思ひまして、早い時期に対応していきたい。そういうふうを考えております。

高橋委員

ぜひお願いしたいと思います。

最後ですけれども、建築都市部、土木部の両部長にお聞きしたいのですけれども、情報化についての認識、目標、今後の内容といいますか、今後の予定、思いというものを、ぜひ聞かせていただきたいと思ひます。

建築都市部長

今、委員がご指摘のように、やはり時代が、情報化時代になってきていると思ひますし、庁内全体におきましても、情報化について、企画部が中心になりながら、各部、各課でホームページ掲載の可能性について、それぞれ検討する作業に入っております。

私どもの部としましては、市民のなかかわりのある部分の情報については、一般的な広報紙だけでは、なかなか全部を出し切れない部分もございませう。通常の業務、それから、イベント的な行事等も含めて、私どもの方の所管で、それぞれ各課が、かかわっている情報については、常に見ることができる状態といひますか、知り得る状態にするということが、今後は、必要なことだろうというふうには思っております。

今、住宅課のお話がございましたけれども、その他の課につきましても、載せるべきもの、できるだけ多くの情報というものを、ホームページを活用する中で、要望を出していきたいというふうには思っております。

土木部長

今の時代の中で、情報化というのは非常に大事なことだと思っておりますし、我々、土木部以外のところも相当数の情報が、それぞれホームページの中に載っております。土木部の場合も、さきほどちょっとお話がありましたように、特に冬期間における道路情報などを含めて、除雪の情報とか体制、やはりこういったものを載せていくことによって、市民のかたがたの協力なり理解が、得られていくのかなと思っております。

その内容ですけれども、さきほどのお話にありました除雪や道路の問題、そのほかに、例えば、道路であれば幅員の問題だとか延長の問題ということもあります。その辺については、これから検討させていただきますが、一つは、今、市のホームページに載っていない部は、私どもだけなものですから、本当に目標ですけれども、できるだけ早い機会に検討させていただきたいなと。

また、私どもはそう思っておりますけれども、企画部の方とも、その辺をじゅうぶん相談させていただきながら、管理課長ではないですが、前向きに検討させていただきたい。このように思っております。

高橋委員

終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

除雪に関する道路パトロールについて

代表質問したことを中心に、お尋ねしたいと思います。

一つは、道路パトロールの対策でございます。

さきほど、古沢委員の方からも話が出たように、砂留線というのですか、あそこは、いろいろとご苦労願って、断熱材だとか何かをいろいろ入れて、道路機能の向上を図ってもらってきています。

ところが、私は、先日の予算特別委員会でもお話ししましたように、今日の雪でさえ、またマンションから道路に雪を出してあるのですね。恐らく、今日降った雪ではなくて、奥の方の雪を出しているのかな、と私は思ってきたわけですが、こういうように、雪が降らないときでさえ道路に雪を出すと。まだ、道路パトロールが、ご答弁のようなどころまで行ってないというふう思うわけです。

したがって、ぜひとも、これらのパトロール対策について、周知徹底を図ってほしいと思いますが、パトロール職員の交流といいますか、現在、パトロール職員というのは、何名くらいいらっしゃるのですか。

(土木)土木事業所長

まず、市の職員の方で申し上げますと、各ステーションごとに、2名ずつ担当者を決めてございます。ただ、第3ステーション、第4ステーションだけは、担当の係長が同一でございますので、この二つのステーション合わせて担当は3名でございます。したがって、計7名を各ステーションの担当として配置してございます。

そのほか、直営は排雪、拡幅等を行っておりますけれども、直営のパトロールカーで1名の配置というのが、市の職員の担当でございます。そのほかに管理課のパトロールカーというものもございます。

武井委員

そうすると、今、とりあえず道路パトロール担当者は、7名いらっしゃるというふうに理解していいですね。

それで、皆さんは周知徹底すると言うけれども、パトロールをしている職員の中に、いろいろと判断の違いとか、温度差があるのではないかと思います。また、個々の受け止め方によって、それは当然のことです。

したがって、こういう人たちは、何というか、お天気のよさそうなときも、毎日パトロールするわけですから、空いている日はないと思いますけれども、そういう機会を見て、交流なんかをさせてみたらどうだろうか。

周知徹底をさせる中で、こういう問題についてはどうなのだろうか。砂まきにしる雪出しにしる、そういうようなことなど、もちろん雪出しなんかは道路交通法違反ですから、警察なども交えた中で、懇談的な交流会といいですか、こういうようなものやっちはいかがかと、ご提起申し上げたいのですが、いかがですか。

(土木)土木事業所長

今のご質問は、大変、大きな話でございますので、私から答弁するのがどうなのかという部分がございましてけれども、まず、事業所の中で言いますと、昨年から地域総合除雪に変えまして、ステーション担当者は、各ステーションに配置せずに、土木事業所にいるということで、今の委員のご指摘の部分、交流という部分ですか、その部分を円滑にするように、ステーション会議も所内で毎週行っております。その辺で、対応の仕方も、それぞれの案件ごとに打ち合わせをしながら、全市の統一化を図ることには、心がけているところでございます。

今の雪出しの部分につきましては、事業所だけでは、なかなか対応できない部分で、警察等の対応も出てきますし、事業所、管理課等との連携という部分もまた出てくるかなと。この部分で、どんな形で今年の冬を乗り切らなければならないかということで、それぞれ検討して、今、委員のご指摘の要望に対応する方法として、どういうものがあるのかと。今までの張り紙等では、なかなか対応しきれない部分を、パトロールカーで宣伝するとか、広報活動をもう少し強化する方法はないのか、という部分も含めて、やはり、検討していかなければならない大きな課題であるというふうに思っております。

武井委員

警察も、何とか交通事故死 500人をオーバーしないように、今、歳末に当たって必死になって努力しているはずですが。ところが、さきほど、これまた古沢委員から出たように、道路が雪や何かで非常に狭い。電柱があって困るとか、そこへもってきて駐車車両と。これがやはり、今度は大きな事故にもつながるわけです。もちろん除雪との関係も出てきます。

そういうことで、今年から除雪体制を変えていくということですから、市民から見ても何か変わったな、今年から厳しくなったなとか、変わった以上は変わったところを見せていただかないと困るわけです。

ですから、まず、市民も喜ぶ、ドライバーも、歩行者も喜ぶ、そういうような道路パトロールということで、これらの強化を、ぜひとも徹底していただきたいと思いますが、部長、どうですか。

土木部長

今、所長の方からもお話をさせていただいたのですけれども、昨年度から地域総合除雪ということで、一定の権限を、業者のチームというか、JVのかたに任せまして、それぞれ責任を持った除雪対応ということを行っているわけです。かといって、市には責任はないということではなくて、市も一定の責任を持ちながら、そしてまた、JVの業者のかたも責任を持ち、従来とは違った形で目配りしながら、地域の除雪をやっていただこうということで、昨年から総合除雪をやっているわけです。

昨年は、少雪でもあったし、また、初めてのことでありましたので、そこまで踏み込んだところの評価というものは、あまりないのですけれども、今年は、昨年の例を参考にしながら、いろいろな地域の要望を聞き、また、業者の要望を聞きながら、市として、こういう方向性でいきたいということ、業者のかたがたにも、じゅうぶんお伝えしてございますので、今年一年、その辺をもう少し徹底させるようなことで、監視といいましょうか、目配りしながら除雪を見ていきたい。このように思っております。

武井委員

後で、雪捨場ステーションの問題も話をしますが、それとも関連が出てくるのです。せっかく皆さんが、一生懸命に除雪をしてくれた。除雪をしたのが、どうしても、具体的に言えば、例えば、商店や何かの前の道路の上に雪がたまってしまう。この人たちは、商店街では、商店が並んでいて雪捨場がないわけですから、結局、この雪を道路にまた戻すといえますか、これでは除雪した意味にならないわけです。

したがって、そういうようなこともパトロールの中で監視して、委託したあそこの会社はやっているけれども、果たして、地域住民から不平不満はないのだろうか。あるいは、除雪したものが歩道に上がっていないか、よその店の前にいっぱいたまっていないか、そういうような問題も含めて、パトロールの教育をしてほしい。そうすることによって地域住民も喜ぶでしょうし、今、緊急に「困った。」なんて悲鳴を上げて、私たちのところに来ないようになるだろうと思います。

私たちは、市民が来ると、どうしても説得調になり、皆さんの立場になって、答弁するような格好になります。これはおもしろいのです。私たちは、「ああそうだ。そうだ。」と言えればいいのだけれども、それはこうなのだ、すぐ管理者になったつもりでしゃべるようなスタイルになるわけです。ぜひ、この道路パトロールを強化することによって、小樽市内の除雪が大きく変わるように、ひとつ何とか指導をしていただきたいと思います。

雪捨場ステーションについて

それから次は、雪捨場ステーションの問題です。

この答弁をいただいた中で、「町内会からの空き地情報に基づき、土地所有者の了解が得られるようであれば。」と、ここがちょっと分かりません。これは、皆さんが説得して、了解が得られるというのか、ここのところは土地所有者の了解をだれがとるのか。そして、「実施について検討してまいりたい。」と、こう言っているわけです。この回答は、どうも他人任せみたいにもとれるのです。

ですから、具体的に申し上げますが、信香町6番、7番付近、たしか、ここも空き地が3か所ぐらいあるのですが、空き地が3か所もありながら、この人たちは雪を捨てる場所がないのです。しかも、土地所有者が東京だとか、遠方の人らしいのです。目の前にそういう空き地がありながら、そこに捨てられないでいる。

ですから、そういう所で、地域住民から、「空き地は、2か所も3か所もあるよ。」と、こういう電話が来るわけです。そういうような所があったら、地図を見ればすぐ分かるわけです。そういうところであの人たちは、延々と勝納川まで、雪を捨てに行っているそうです。そうすると、道路を押していくわけですから、今度は車が邪魔くさいというか、どうもうまくいっていないのです。

そういう意味で、ぜひとも、この近所にはこういう空き地もあるそうですから。

住民の人は、土地所有者が、東京の方の人だといったら、もうどうしようもない。小樽市内の人が、土地所有者ではないといったら、もうどうしようもないのです。手のつけようがないです。ですから、そのあたりは、ぜひとも皆さんの方で所有者を探して、そして、地域住民の人たちが、快適に冬を越せるようにしてほしいと思いますが、ご見解をお聞きます。

(土木) 土木事業所長

だれが土地所有者の了解を得るのかという部分では、当然、市も、その部分では関与していかなければならないと思いますし、町内会や地域に精通されたかたがいて、所有者が分かった場合は、そのかたと一緒に協力し合いながらという場合もあるし、それはケース・バイ・ケースで対応していかなければならないと思います。

また、市長答弁の中の、ほかにいろいろな課題という部分では、維持管理の部分もご置きますし、雪を捨てた空き地の近隣のかたにも、その辺の了解を取りつけなければならぬというふうに思っております。その辺の地域要望と、地域の事情がうまく合致した場合は、市の方もその中に入って、何とか地域の要望にこたえられるようなしくみづくりができないかという部分では、検討してまいりたいと思っております。

武井委員

これは、あなたがたが、アンケートをとった中で、アンケートに協力してもらった住民の答えの61パーセントが、「雪捨て場がなければ困る。」と、こういう答えなのです。そういう意味では、せっかくとったアンケートをそのままにしておいたらどうしようもない。効果はないわけですから、やはりこれだけの数字が出てきた以上は、それにこたえるようにひとつ努力をしてほしい。こういうふうにあります。

流雪溝構想について

次は、流雪溝構想なのですが、これは、「平成2年にモデル路線を定めてやった。」と、こういう答弁なのです。どこをモデルにしたのですか。

(土木) 田中主幹

平成2年度にモデル地区を定めて対応して、これにつきましては、市道静屋線、それから市道本通線等をモデル路線として決めております。

武井委員

今、静屋通という声がありましたけれども、私は、本気でモデル路線を定めて、やる気があったのかどうかという、疑問に思うのです。これはなぜかといいますと、下水や海水などを含めて、沿岸に隣接の地域をモデル地域にしよう。こういう当初の計画だったのです。

ところが、静屋通まで海水をくみ上げるといったら、これは大変ですよ。ですから、一応、下水の、これは温水といいますが、まだ暖かくなっているようなものも海に捨てないで、そしてまた使うと。とりあえずテストなので。したがって、そういうようなものを静屋通までくみ上げないで、もっと海寄りの運河沿いでやってみて、そして、どのくらいの人たちが、その恩恵に預かることができるかということなどを、やはり、私はやってみるべきだと思います。

河川の水を利用するのであれば、山寄りの方がいいですけども、海からポンプアップするなら、海寄りの方がいい。当然、「建設費が多だと、だから辞めた。」と、こう書いています。当たり前です。静屋通までくみ上げるのでは大変です。しかも、「地下の埋設物など、こういうものがあつたから大変だ。」と。

こんなものは最初から分かっていたのです。まして、今度は、中央通などに電線の地下埋設だとかということをやれば、ますますこれは大変です。

ですから、本当にテストならテストのように、小じんまりとやってみて、そして、これでよかったら、範囲を広げましょうと。経費は幾らまで見積もっておいて、その経費で足りないとなったら、どこまで積み上げればいいのか

とか、そういういろいろの問題を淘汰してやったら、私はテストは成功すると思うのですよ。

こんなものは、最初から言わなくても分かり切っている。埋設物があるのは分かっているのだし、費用がかかるというのも分かっているのです。もう最初からやる気がなかったのですね。いかがですか。

土木部長

今、お話のございました流雪溝でございますけれども、テストの結果を、お話されているのかと思うのです。

一つは、小さなエリアでやった方が、効果が出たのではないかというお話でございますけれども、私どものまちの地形というのは、山から海に向かって傾斜しているということもございますので、そういう意味で、海水なり、それから処理水を利用するならば、やはり、利用水としての範囲というのは、いろいろあるかと思うのですけれども、ある程度、市街地を流雪溝で対応するということになれば、少なくとも、ここの静屋通なり梁川通まで水をくみ上げて、そこから流雪をやるとういうのが、一般的な考え方の中で、この試験を行ったと私は思っております。

その中で、海水の温度なり下水道処理水の温度から想定し、今、お話がありました地下埋設物のことも含めると、基本的には相当な費用がかかるという判断をされ、評価をされているのかなと思っております。

やはり、今、お話がありました小さなエリアの中でやるとなれば、それなりの成果が出たのかもしれませんがけれども、これだけの降雪量がある小樽でございますので、こういう手法を取り入れた場合には、全市的にとは言いませんけれども、少なくとも市内の処理水なり海水の取水が、可能なエリアはこういう方法でやっていけたらどうなのかということで、試験されたのではないかと私は思っております。この件については、やはりメリット、デメリットがありましたでしょうけれども、資金的には、相当かかるというのが結論ではなかったのか、このようには思っております。

武井委員

これは、平成2年ですから、部長は、いらっしゃらなかったわけですが、「モデル路線を定めて、下水や海水などを含めた具体的な検討を行いました。」と、こう書いてあるのです。「行いました。」というのは、やったのですね。それはどこまでやったのですか。ただ、顔だけ合わせて相談しただけですか。

その検討の具体的な内容を教えてください。

(土木)田中主幹

実際に、静屋線、また本通線等、ランニングコストの計算を全部行いまして、金額的なものは、例えば、下水処理水なり海水の利用によりまして、ポンプアップする電気施設や導水施設、それから流雪溝の設置、そういうものを、全部含めて検討しまして、金額をはじいています。

武井委員

ランニングコストも含めて、費用も計算したということですが、どのくらいかかるのですか。

(土木)田中主幹

この計算でいきますと、38億円ほどかかるということです。それにかかる維持費といたしましては、電気代等を含めまして、年間で1,000万円強かかるという形になっております。

武井委員

当初、結果として、この38億円を試算したと言いますけれども、どのくらいならやれるように試算したのですか。

土木部次長

この流雪溝の設計に当たりましては、当然、委員がおっしゃるように、どのくらいでペイするのかということは考えた部分ではなくて、実際にここで具体的に、当時の設計を見ますと、例えば、流雪溝をつくりますと、当然、その流雪溝を使って捨てる人たちの必要も出てきます。そういった意味で、やはり、商店街なり、そういったかたがたのコミュニティー的な道路としての使われ方をしている所を選ぶと。

あるいはまた、傾斜がありますと、当然、海水あるいは処理水が流れていくために、効率が悪いということで、ある程度平たんな所といいますか、勾配のない所で、さきほど言った地域のまとまりのある、そういったところを、具体的に、距離もおおよそ5キロメートル、5,000メートル程度を考えた中で整理をしてございます。

それでいきますと、1キロメートル当たりの建設費が約7億5,000万円、それから、ランニングコストでいきますと1キロメートル当たり約200万円、こういった計算をしてございます。当然、除雪ですと500キロメートル程度を約10億円でやってございますので、除雪費とは比べものにならないとは思いますが、そういったこともしん酌しながら、実際に我々として、さきほど主幹の方から申したように、いろいろ想定した中で、設計をしたということです。

どの程度でペイするかということまでは、多分、計算ではなくて、やはり費用的に負担になるということの中から、あるいはまた、聞くところによりますと、他都市の流雪溝も、建設した後で、高齢化等に伴いまして、実際に雪を捨てるということができにくくなっていると。そういった中で、やはり除雪に戻してほしい。そういった状況等もある中で、こういった判断が、されたのではないかとこのふうには思っております。

武井委員

そうしますと、もう、この流雪溝構想は消えた。この「坂のまちおたる冬プラン」からは流雪溝構想は消えた。こういうふうに理解していいですか。

土木部次長

流雪溝構想の中では、さきほど申しましたが、こういった莫大な建設費用、あるいはランニングコストなどががかかります。そういった中で、市長からのご答弁の中でも申しましたとおり、できれば小河川を使って、それに代わるもの、地域の皆さんに、利用できるような小規模なものということで考えてございまして、私どもとして流雪溝建設というのは難しい、そんなふう考えたのだと思っております。

武井委員

私は、なぜこんなことをいちいち質問しているかということ、あなたがたは、こういうような計画を断念したら、「断念しました。」と、少なくとも建設常任委員には、説明するべきです。こういう「坂のまちおたる冬プラン」というものを、本まで出しているのですからね。ですから、「この項目は消えました。その項目は消えました。」と、そういうものは、やはり、私は、常任委員会の冒頭で、あなたがたは説明するべきだと思う。

そうしないから、こういう質問を我々がしなければならぬわけですね。ぜひとも、これから、「そういうような計画が変更になった。これはもうあきらめました。」と、そういうふうにしきり、少なくとも常任委員会に提示した以上は、それらの変更があった場合は、常任委員会でご説明するべきだと思いますが、よろしいですか。

土木部次長

「坂のまちおたる冬プラン」につきましては、今、現在進めております「市民と歩む21世紀プラン」という中で、重点といいますか、「除排雪」という項目でそういう考え方というものを、引き継いでございまして、委員がおっしゃるような形で、私どもの計画が実現できないのであれば、そういった新しい総合計画に移る段階できちんとご説明をするべきだったと思います。

今後、もし、そういった私どものプラン等がございましたら、できるものとできないものを、きちっと見極めた中でご説明をしていきたい。そんなふうには思っております。

武井委員

バス待合所の設置について

次の問題は、バス停の問題なのです。

これも、「あきらめた。」とは書いていないのですね。「難しい。」と書いてあるのです。また、こういうものは「難しい。」というのは一番困るのです。

「市街地の中では、平成4年から今日まで29件整備してきた。」と、こういうご答弁です。

ただ、この後に、これもちょっと困るのですが、「バス事業者や、関係機関に要請してまいりたい。」と。これもまた市が逃げたわけです。バス停なのだから、バス事業者と関係機関ということなのでしょう。この関係機関の意味が、私には分からないのですけれども、どのあたりまでの関係機関を指して言っているのか、ここをまずちょっとご説明してください。

(土木)管理課長

バス停につきましては、市の体制としては、市民部の総合サービスセンターが、バス事業者に対する要望の窓口ということで、市民の要望があったものについて、中央バスあるいはJRバスに、ご要望しているというのが今の流れだと思います。

土木部の方にも、開発建設部とか土木現業所が、国道や道道の拡幅があるような場合に、市道の中の占用の部分、また、河川敷地の占用ということで、占用の届出というか、許可をもらいに来るといような例もあります。

現在、私どもで、お聞きしている中では、今、塩谷方面は国道の拡幅ということで、バスの路線が一部変わるようで、バス停について、2か所ほど新しく設置する、というようなお話は聞いております。

武井委員

中央バスやJRバスは、これはバス事業者だからいいのですけれども、この関係機関は内部のことを言っているのですか。外部のどこかそういう機関があるのですか。それを教えてください。

バス事業者というのがありますから、これはいいのです。JRバスも中央バスもみんなバス事業者です。「その他関係機関に要請する。」というから、関係機関というのは内部の人たちのことですか、外部のことですかと質問しているのです。

(土木)管理課長

関係機関ということになりますと、当然、道路管理者等とか、そういう話になろうかと思しますので、開発建設部とか、公安委員会、そういうかたちも含むと思います。ちょっとこの中身を最終的に確認しておりませんので、一応そういう考えだというふうに理解しております。

武井委員

それで、これは、今後1年に1、2か所整備して進められるようにしたいということですが、この計画は消えていませんね。これから、毎年毎年、利用状況を調査しながら1、2か所ずつ整備をしていく。この考え方は変わっていませんか。

(土木)管理課長

大変申し訳ないのですが、又聞きみたいな話になってしまいますけれども、現在のところ、中央通などの拡幅に伴いまして、バスの停留所が変更になるわけで、その中で新しいバス停が4か所ぐらい設置されるというふうにも聞いております。

ですから、現状の中では、市民要望という形で来た部分につきましては、バス事業者の方に設置していただくというのが基本的な考え方ですので、サービスセンターが中心となって、事業者との調整を図っていただいている。こういうところでございます。

武井委員

このバス停の29件、これは費用が非常にかかると思うのですが、29件の整備がされましたと言うのですが、これは、バス停の中でも、お金がかかるといいますか、いろいろなものがありますね。きちんとなっている所と、本当に、何といいますか、自衛隊の入り口の守衛が立っているような、ただの掘っ立て小屋みたいなものだと、いろいろあります。

それで、長橋5丁目の稲穂沢にできた長橋バイパスの所にある停留所、これはすばらしい。あれは相当なお金が

かかっていると思うのです。そういうふうに非常にピンからキリまであるのです。

したがって、今まで29件が整備されたというのですが、これは費用がかかったそうですけども、どのような待合所になっていますか。例えば、電気がついているとかいないとか、いかがですか。

(土木)管理課長

今、部内でお聞きしたお話として、現状は、各バス停の待合所について、電気がどうなっているか、どういう形になっているか。あるいは、新しく設置されるものについても、どのようなものがあるかというのは、正直に言って押さえていないのが現状でございます。ご要望の件につきましては、関係部署の方にきちんとお伝えして、改めてご説明に行ってもらうようなお話をしたいと思います。

武井委員

要は、あなたがたが、どう思っているか知らないけれども、この冬プランの中では、「バス停留所の防寒化を図ります。」と。お年寄りが苦しいでしょうから、「防寒化を図ります。」とあります。こういうものが一定条件なのです。ただ、待合所をつくればいいというようなことではないのです。

ですから、そういう提案をしている。提起をしている、その内容に従って進んでもらわないと。ただ、いいかげんな待合所を建てたから、それでいいのだというわけにはいかないのです。防寒化をしましょう。非常な吹雪になってくると。本にはそう書いています。吹雪になってきても、耐えられるように、バス待ちができるように、こういうわけです。

特に、ふれあいバスが出て、お年寄りの行動範囲が非常に広がった。こういうように、平均1人当たり180キロメートルもバスに乗っているという調査結果も出たと言っていますが、それぐらい利用者が伸びているわけです。ですから、そういう人たちのために、「防寒化を図ります。」と言っているのですから、そういう方向へぜひとも、もって行っていただきたい。ただつくればいいということではなくて、これから毎年1、2か所、今も答弁にありましたように、特に、塩谷地区の国道5号線の整備が終わり次第、そちらの方にも建てるようにしていきますと。

もちろんそうでしょう。塩谷の寅吉沢は、待合所があったものが取り払われたのですから、国道が拡幅されたときに、また設置してもらわなかったら、昔はあったのに今はないというのだったら大変です。あった所はもとより、新しい所も、ぜひとも設置していただきたいと思います。

いいですね。これは答弁は要りませんが、何か意見があれば。

土木部次長

確かに、委員がおっしゃるように防寒化ということになりますと、例えば、銭函とか塩谷近辺で申しますと、郊外にあって、バスの便の本数が少ないといったようなことから、基本的には3方向を覆う形で待合所が建てられたというのはございます。

今後、そういったものを整備していくときには、JRバスなり、あるいはまた中央バスにも、郊外に向けては、そういった防寒化を図ってもらいたいと思っています。市内中心部で言いますと、雨や日差しを避けるための、俗に言うひさしみたいな形でしか設置されてございませんから、そういったものは、市内では大体整備をされてきております。

さきほど申しましたように、やはりバスの便等もございまして、便数の少ないところにつきましては、そういった防寒化が図られるように、市民部とも連携をしながら、設置に向けて話をしていきたいというふうに思っております。

武井委員

期待いたしております。

いずれにしても、せめて私たちが、まだあの世に行かないうちに、ぜひとも、素晴らしいまちづくりをしていた

だきたい。こういうふうに思います。

中央通の整備について

最後の問題にいきたいと思います。

市街地活性化対策室の皆さんの非常な努力があって、中央通がどんどん見違えるように整備されてきました。せっかく電線の地中化も進んで、あと歩道橋が取り払われれば非常にいいなと思っているのです。

私が、今日申し上げたいのは、私は毎回のよう、これももう何回言ったか、何回も言っているのですけれども、小樽は、まちの整備が後からできたのです。道路が先にできたのです。だから、歩道には電柱もあつたり、電柱を支えるワイヤがあつたり、あるいは消火栓があつたりして、目の不自由な人が、ぶつかってけがをする。特に昔のNHKの角、あそこで、盲人のかたが、消火栓にぶつかってけがをした。こういう事件があつたのです。こういうことも聞いて、皆さんにあれを直してもらったということがあるわけです。

そこで、お尋ねするのですけれども、今度、中央通の歩道が幅8メートルという非常に広いものになるわけです。広いといっても、障害物があつたら、けがをしてしまうわけですから、電柱の方はけりがついたといつても、消火栓はどうなったのか。消火栓は、まさか地中化するわけにはいかないのですが、消火栓は、歩道のどういう位置に配置されるのか。以前とそのままなのか、これをまずお聞かせください。

(建都)市街地活性化対策室長

消火栓については、基本的には、既存のエリアをカバーするという形の中で、位置を変えて設置しています。その中で、基本的には、十字路になっていますので、その十字路のデッドスペースの部分のガードレール付近に再設置をしています。

武井委員

私が言いたいのは、目の見える人たちは、これは、だれもぶつかるわけではないですからいいのですが、そういう目のご不自由なかたがたが、つえを頼りに歩いているときに、ぶつからないようにしてほしいのです。歩道上に、何といつても、凸凹のブロックを打ってもらつとか、ここに行つたら危ないという信号の鳴るようなものだとか、そういうような、何かサインを送るようなものを含めて、考えてほしいと思うのですが、いかがですか。

(建都)市街地活性化対策室長

委員がおっしゃるように、前にその話題になりまして、北海道で施工していますけれども、そちらの方に依頼をして、歩道には、点字ブロックが設置されております。当然、その点字ブロックがセットされた部分の中に、突起物、そういったものは一切ない、ということでございます。

当然、消火栓も、横断歩道を渡るエリアから外れた所に、設置されていますので、それは邪魔にならないだろうというふうには考えてございます。

武井委員

消火栓は、歩道上に何か所ぐらいあるのか、分かりますか。

(建都)市街地活性化対策室長

大変申し訳ございません。今、設計図を持ち合わせておりませんが、既存数は4か所というふうに記憶しておりますので、多分、4か所の再設置だろうと。確かなものは、また後ほどご説明に上がります。

武井委員

これは、土木部にお願いなのですが、さきほども言いましたように、元NHKの前の所は、今、道路工事をしていから、これから直してくれると思いますけれども、あそこは車道に水がたまっておりまして、歩道を歩いている人に、水がはね飛ぶのです。

信号が黄色に変わって、車は、事前に早くブレーキを踏んでくれればいいのだけれども、信号が変わつたから、かえってスピードを出して走つていこうとする車もいる。歩行者の方は赤になっているから、止まっていて、歩行

者に水がかかると、こういう事件があったわけです。

特に、あの元NHKの角ですね。駅前は、相当、水が流れていたのですけれども、あれはきちんと直してくれましたね。

ですから、そういうように、信号を待っている人たちに、はね水の不安がありますので、歩道の幅が8メートルだから、今度は、余計に多くの人たちが信号待ちをする状況になると思います。そうしたときに、水をかけないように、道路は、うまく排水をするような設計にしてほしいと思います。

(建都)市街地活性化対策室長

その辺につきましては、小樽土木現業所が施工を担当しています。今は工事中で、わだちがあって、迷惑をかけているのは事実ですけれども、完成しますと、車道そのものは、排水性舗装と言いまして、道路のアスファルト面から水が浸透して、路肩の方に流れる設計をしていますし、8メートルの歩道の中の真ん中に排水溝を設けていますので、完成後には、そういった問題は解決できるだろうと思います。

ちなみに、今年度、平成14年度の工事範囲は、都通りのアーケードから大通線までですので、当然、それは、今、ご指摘の元NHKの前も包括してございまして、来年3月ぐらいまでには、完全な状態になると思っていますので、しばらくご猶予をいただきたいと思っています。

武井委員

終わります。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時42分

再開 午後4時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

古沢委員

簡単に、討論をいたします。

付託案件、議案第11号については可決であります。ただ、継続審査中の案件については、全件、これは採択を主張します。

今日の質疑、議論でも明らかになってきていますが、例えば、今もちょっと、後ろと前で話題にしていたものが、潮見台川沿線のロードヒーティングの問題、ちょっと角度は違いますが、潮見台の道路の問題が、今日は議論になりました。さらには、梅ヶ枝山手線の問題は、今度の議会では、代表質問等で盛んに議論になった点がありました。こういった点から、今日は、ロードヒーティングの問題も議論になりました。

今期の議会は、年を越して3月の1定で、いよいよ終わりになります。市民と議会との関係で言えば、市民の皆さんが寄せたこの願意について、いいのか、悪いのか。継続審議という形で事実上の棚上げにして、今期の議会が終わって、「はい、それまで。」というのは議会として、とるべき道ではないというふうに思いますから、そういった点では、もう余り時間ありません。

他会派の皆さんについても、そういった立場で積極的に陳情、請願案件について、態度表明されることを希望して、討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず最初に、陳情第21号、第52号、第82号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、請願第12号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第24号、第29号、第43号、第62号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、議案第11号について採決いたします。

原案どおり可決とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。